

# 議会運営委員会

令和4年8月24日午前9時00分から第一会議室で開かれた。

## 1. 出席委員

◎木澤 正男

大森恒太朗

奥村 容子

伴 議 長

○溝部真紀子

嶋田 善行

齋藤 文夫

坂口 徹

## 2. 理事者出席者

総 務 部 長 西巻 昭男

## 3. 会議の書記

議 会 事 務 局 長 佐谷 容子 同 係 長 吉川 也子

## 4. 審査事項

別紙のとおり

開会（午前9時00分）

署名委員 坂口委員、奥村委員

委員長

おはようございます。

全委員出席されておりますので、ただいまから、議会運営委員会を開会し、本日の会議を開きます。

最初に、本委員会の会議録署名委員を私から指名します。

会議録署名委員に、坂口委員、奥村委員のお二人を指名します。お二人には、よろしくお願ひします。

本日の議事日程は、お手元に配布しておりますレジメのとおりでございますので、レジメに沿って進めてまいります。

初めに、1. 協議事項、（1）令和4年第4回斑鳩町議会定例会についてを議題とします。

①会期日程については、6月14日開催の議会運営委員会で確認しました日程案のとおり、9月1日（木）から9月27日（火）までの27日間の会期日程で決定したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（ 異議なし ）

委員長

異議なしと認めます。

令和4年第4回斑鳩町議会定例会は、9月1日から9月27日までの会期27日間ということで決定します。

次に、②付議予定議案等の取扱いについてを議題とします。8月17日に9月議会上程予定案件について議員に資料が配布されましたが、その後、議案の内容が変更されたとお聞きしています。

総務部長より説明をお願いします。 西巻総務部長。

総務部長

おはようございます。去る令和4年8月17日開催の議員懇談会におきましてご説明申しあげました、令和4年第4回定例会提出予定議案の一部取下げ等の変更と、旧姓の通称使用されている方の議案につきまして、貴重なお時間を頂戴いたしまして、ご説明させていただきます。

はじめに、予定議案の取下げ等についてでございます。令和4年7月5日に、健康対策課職員が公用車を運転中に起こした物損事故に係る損害賠償額の決定と、その予算補正に関する町長専決処分の報告についてでございますが、これら報告は示談が整えば、議会の委任による町長専決処分として専決処分させていただく予定でございましたが、示談が継続中であり、なおも時間を要することから、8月29日の議会招集告示までに専決できる見込みがなく、予定議案から取り下げさせていただくものでございます。なお、この議案の取下げに伴って、議案案件である令和4年度斑鳩町一般会計補正予算（第8号）についての補正号数が第8号から第7号に変更となります。

続きまして、旧姓の通称使用されている方の議案についてでございます。斑鳩町公文書開示審査会委員の委嘱に関する人事案件において、旧姓の通称使用されている方がおられますことから、この議案の議案書におきましては、氏名は旧姓で記載させていただき、かっこ書きで本名を併記させていただくこととしております。この議案は、湯川美和氏を斑鳩町公文書開示審査会委員に委嘱することについて議会の同意を求めるものでございますが、戸籍簿に記載された現在の氏名は丸山美和氏でございます。

以上、説明とさせていただきます。

これら案件につきまして、何とぞ、ご理解をたまわりましてお取り計らいのほど、よろしくお願い申し上げます。

委員長

ただいま説明がありましたことについて、質疑、ご意見等があれば、お受けします。

( な し )

委員長

ただいま、総務部長にご説明していただきましたが、9月1日の全員協議会に総務部長に出席いただいて、説明していただく必要があるかどうか、この点について、委員のご意見をお聞きします。

嶋田委員。

嶋田委員

今までの例にならって、一応全員協議会で報告していただく、説明してい

ただくということではどうかなと思います。

委員長

ほかの委員さんもそれでよろしいですか。

( 異議なし )

委員長

それでは、総務部長には全員協議会に出席していただき、本日と同様の説明をお願いいたします。

それでは、付議予定議案等の取扱いについて、日程順に確認してまいりますので、議事日程と委員会付託表とをあわせてご覧ください。

まず、日程 1. 会議録署名議員の指名、日程 2. 会期の決定をいたしまして、次に、日程 3 から日程 5 まで、閉会中の各常任委員会の審査の概要につきまして、各委員長から報告を受けることとします。次に、提出されました議案を一括上程し、町長から総括提案説明を受け、その後、議事日程に従って議事を進めることとします。それでは、各議案の取り扱いについて、付託先などの確認をさせていただきます。

日程 6. 議案第 30 号 斑鳩町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例については、総務常任委員会に付託。日程 7. 議案第 31 号 斑鳩町町税条例等の一部を改正する条例についても、総務常任委員会に付託。日程 8. 議案第 32 号 斑鳩町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例については、厚生常任委員会に付託。日程 9. 議案第 33 号 令和 4 年度斑鳩町一般会計補正予算（第 7 号）については、総務常任委員会に付託。日程 10. 議案第 34 号 令和 4 年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）については、厚生常任委員会に付託。日程 11. 議案第 35 号 令和 4 年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）についても、厚生常任委員会に付託。日程 12. 議案第 36 号 令和 4 年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）についても、厚生常任委員会に付託。

ひとつ飛びまして、日程 14. 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦について意見を求めることについて（その 1）と日程 15. 諮問第 2 号 人権擁護委員の推薦について意見を求めることについて（その 2）の 2 件の諮問案件は人事案件でございますので、慣例により委員会付託を省略し、初日に諮るこ

ととします。また、この諮問第1号と諮問第2号の2議案につきましては、一括議題にして説明を受け、採決については、ひとつずつ行いたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

( 異議なし )

委員長

異議なしと認めます。諮問第1号と諮問第2号の2議案については、一括議題とし、初日にそれぞれ諮ることとします。

次に、日程13. 議案第37号 令和3年度斑鳩町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、及び、日程16. 認定第2号から、日程21. 認定第7号までの一般会計及び各特別会計並びに水道事業会計の決算認定について、これら7議案については、決算審査特別委員会を設置し、これに付託することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長

異議なしと認めます。日程13. 議案第37号と、日程16. 認定第2号から、日程21. 認定第7号までの7議案については決算審査特別委員会を設置し付託します。なお、この決算審査特別委員会につきましては、既に各委員会で委員の選任をさせていただいているところでございますが、本会議初日に7議案を一括議題として取り上げて総括質疑を行った後、委員会条例第5条の規定に基づき、委員7名の決算審査特別委員会を設置することについて会議に諮っていただき、次に委員会条例第7条第4項の規定に基づき、議長から特別委員を指名していただくこととします。

次に、日程22. 同意第3号 斑鳩町教育委員会委員の任命について同意を求めることについては、人事案件ですので、慣例により、委員会付託を省略し、初日に諮ることとします。

次に、日程23. 同意第4号 斑鳩町公平委員会委員の選任について同意を求めることについて(その1)と日程24. 同意第5号 斑鳩町公平委員会委員の選任について同意を求めることについて(その2)の2件の同意案件も、人事案件でありますので、慣例により、委員会付託を省略し、初日に

諮ることとします。また、この同意第4号と同意第5号の2議案につきましては、一括議題にして説明を受け、採決については、ひとつずつ行いたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

( 異議なし )

委員長

異議なしと認めます。同意第4号と同意第5号の2議案については、一括議題とし、初日にそれぞれ諮ることとします。

次に、日程25. 同意第6号から日程29. 同意第10号までの、斑鳩町公文書開示審査会委員の委嘱について同意を求めることについて(その1)から(その5)までの5議案については、人事案件でございますので、慣例により、委員会付託を省略し、初日に諮ることとします。

また、この同意第6号から同意第10号の5議案につきましては、一括議題にして説明を受け、採決については、ひとつずつ行いたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

( 異議なし )

委員長

異議なしと認めます。同意第6号から同意第10号の5議案については、一括議題とし、初日に諮ることとします。

また、先ほど、総務部長から説明がありましたとおり、同意第9号については、旧姓使用されている方であるとのこと。このようなケースが初めてですので、旧姓使用の場合は、本名の苗字をカッコ書きで併記されるということを確認しておきます。

次に、日程30. 報告第15号 議会の委任による町長専決処分の報告について(損害賠償の額の決定について)から、日程33. 報告第18号 議会の委任による町長専決処分の報告について(令和4年度斑鳩町一般会計補正予算(第6号)について)までの4議案は、報告案件ですので、慣例により、初日に報告を受けることとします。

このうち、報告第15号と報告第16号の2議案について、報告第17号と報告第18号の2議案については、それぞれ同一事故にかかる関連した議

案でございますので、これまでの例により、それぞれ一括議題にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長

異議なしと認めます。

報告第15号と報告第16号の2議案について、報告第17号と報告第18号の2議案について、それぞれ一括議題とすることとします。

最後に、日程34. 研修会への参加派遣について、7月に開催されました県議長会主催の研修会の参加について別紙のとおり議長より報告されます。

本会議初日に提出される予定の議案につきましては、以上でございます。

これまで確認いたしましたとおり付議議案の取り扱いをしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長

異議なしと認めます。

議長には、ただいま確認しましたとおり、付議議案の取り扱いをしていただきますようお願いいたします。

なお、初日にお諮りする諮問第1号、第2号および同意第3号から同意第10号について、討論の有無は初日の全員協議会で確認いただくこととなりますが、もし討論となった場合、本会議における討論につきましては、これまでの例により、賛否の討論者をそれぞれ1名ずつとすることで確認しておきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長

異議なしと認めます。

賛否の討論は、各1名ずつということで、確認をしておきます。

ここで、事務局より、9月議会の新型コロナウイルス感染症予防対策について相談があるとのことですので、発言を許可します。 佐谷議会事務局長。

議会事務局  
局長

議会事務局より、9月議会の新型コロナウイルス感染症予防対策についてご相談させていただきます。6月議会において、さまざまな感染症予防対策を講じてまいりましたが、7月以降、新型コロナウイルス感染症は再び拡大しており、町内でも連日多くの感染が確認されております。

このことから、1点目、議場における新型コロナウイルス感染防止対策についてです。議員席、傍聴席及び議場の扉、理事者の出席につきまして、6月議会と同様の対応（議員席・傍聴席は間隔をあけて着席、議場の扉は開放、エレベーター南側のガラス扉を閉める、理事者の出席は理事者判断で縮小する）かどうかをご判断いただきたいと考えております。

2点目、本会議における町長の提出議案説明朗読の一部省略についてです。6月議会と同様に、会議時間短縮のために9月議会についても、事前に配布される文書をあらかじめ読んでいただき、本会議での朗読については説明部分を省略される議事運営について、9月議会も同様に行うかご協議をお願いいたします。3点目です、決算審査特別委員会が9月8日から13日に予定されておりますが、昨年と同様に、冒頭、監査委員報告から歳入全般までと表決時の出席理事者を最小限にしたいと考えております。

これらのことにつきまして、ご協議いただきますよう、委員長におかれましては、よろしくお取り計らいくださいますようお願いいたします。

委員長

ただいま9月議会の新型コロナウイルス感染症予防対策について事務局から説明がありましたが、これについて質疑、意見があればお受けします。

嶋田委員。

嶋田委員

6月議会と同様で結構かと思えます。

委員長

ほかの委員さんもそれでよろしいでしょうか。

（ 異議なし ）

委員長

そうしましたら9月議会の新型コロナウイルス感染症予防対策について

は、ただいま事務局より説明のあったとおりで対応する確認しておきます。

以上で、（１）令和４年第４回斑鳩町議会定例会についてを終わります。

次に、（２）要望書等の取扱いについてを議題とします。

これまでに３件の陳情書をお受けしております。これらの取り扱いについてご協議いただきたいと思います。

まず初めに、この文書を受けた経緯について、簡単に事務局から説明をお願いします。佐谷議会事務局長。

議会事務  
局長

それでは、これまでに提出を受けました３件の要望書等につきまして、提出を受けた経緯などをご報告させていただきます。

１点目、２０２２年奈良県網の目平和行進要請書については、６月２７日に、原水爆禁止国民平和行進奈良県実行委員会の平和行進が斑鳩町に来られまして、受け取ったものでございます。内容といたしましては、日本政府に核兵器禁止条約への署名・批准を求めるなど、核兵器のない世界の実現の行動をおこされたいというものです。

２点目に、地域社会に貢献するシルバー人材センターの決意と支援の要望は、令和４年８月９日に、斑鳩町シルバー人材センターの中西会長と中川事務局長が来庁され、受け取ったものです。陳情の趣旨は、シルバー人材センター事業の推進のために必要な補助金の確保、公共からの事業発注の確保等を要望されております。また、要望書を受け取る際、私のほうから、何かお困りのことはございませんかとおたずねいたしましたが、中西会長からは特にございませんとのご回答でした。なお、昨年８月２日に斑鳩町シルバー人材センターより提出された、「超高齢者社会にチャレンジするシルバー人材センターの決意と支援の要望について」は、令和３年８月２４日の議会運営委員会で取り扱いを協議されて、配布にとどめるとされております。

３点目に、安倍元総理大臣の「国葬」を見直すことについては、令和４年８月１７日に、奈良２区市民連合 共同代表 幡野利雄氏より郵送されてきたものです。陳情の趣旨は、安倍元総理大臣の葬儀を「国葬」で行うという政府の決定について、日本国憲法の基本から重大な疑念があり、これを見直す意見書を内閣総理大臣に提出されたいとのことです。

以上、これまでに提出を受けました３件の要望書についての概要です。

委員長 ただいま議会事務局長から説明がありましたが、この取り扱いについて、委員皆様のご意見をお聞きしたいと思います。

3件の要望書については、事前配布させていただいておりますので、このまま進めさせていただいてよろしいでしょうか。

( 異議なし )

委員長 それでは、これらの要望書の取り扱いについて、ひとつずつご意見をお聞きしたいと思います。

まず、1点目、「2022年奈良県網の目平和行進要請書」について、委員皆様のご意見をお受けします。 齋藤委員。

齋藤委員 意見でなくて、教えてもらいたいんですけども、ここの下から3分の1のところに、記、書いてありますその2行目に、現在、奈良県内では生駒市議会どうのこうのとあって、斑鳩町議会もありますけども、これはどのような経緯でされたのか、わかりましたら。

委員長 暫時休憩します。

( 午前9時21分 休憩 )

( 午前9時24分 再開 )

委員長 再開します。

それでは、今、齋藤委員から出た質疑については、事務局のほうで調べていただいて、のちほどご回答いただきたいと思います

ほかに質疑・ご意見等ございませんか。 嶋田委員。

嶋田委員 今、調べてもらってますけれども、これはもう毎年出されているものだと思いますので、毎年これは配布にとどめるということにしておいたと思いますので、今回もそのようにしていただいたらどうかなと思います。

委員長 齋藤委員。

齋藤委員 嶋田委員と同意見です。

委員長 今、お二人の委員さんから配布にとどめてはどうかというご意見が出ましたけれども、他の委員さんもそれでよろしいですか。

( 異議なし )

委員長 ただいま議題となっております「2022年奈良県網の目平和行進要請書」については、各議員に配布にとどめるということで確認をしておきます。

それでは次、2点目、「地域社会に貢献するシルバー人材センターの決意と支援の要望」について、委員皆様のご意見をお聞きします。

嶋田委員。

嶋田委員 先ほど局長の説明にもありましたけども、これ結局、斑鳩町のシルバーとしては、要望は何もないと。そして去年でしたか、シルバーから要望があったら、ある程度斑鳩町は対応していただいているとお聞きしておりましたし、これも配布にとどめておいてはどうかと思います。

委員長 ほかの委員さんはいかがでしょう。 齋藤委員。

齋藤委員 嶋田委員と同意見です。

委員長 ただいま、お二人から配布にとどめてはどうかということでご意見をいただきましたが、他の委員さんもそれでよろしいですか。

( 異議なし )

委員長 そうしましたら、ただいま議題となっております「地域社会に貢献するシ

ルバー人材センターの決意と支援の要望」については、各議員に配布にとどめるということで確認しておきます。

それでは3点目、安倍元総理大臣の「国葬」を見直すことについて、委員皆様のご意見をお聞きしたいと思いますが、こちらにつきましては、これまでの例で言いますと、議会最終日の議決ということで採択するかしないかということで諮る、もし委員会付託等となった場合にはそういう形で決をとってきましたけども、9月27日が国葬の日ということで、この日にも採択をしたとしても、あまり意味がないということで、こちらにつきましては、議員提案で初日に提出をさせていただきたいと思っているんですが、そういう形で進めさせていただこうと思っておりますが、よろしいでしょうか。

嶋田委員。

嶋田委員            ということは、これはもう配布にとどめるという考えでいいわけですね。

委員長              そういうことになるかと思えます。委員会付託ではなくて。

嶋田委員。

嶋田委員            議員個人でされる分については、どうぞされたいのではないかと思います。だからこれも結局配布にとどめるという形でどうかなと思います。

委員長              ただいま、嶋田委員からそういうご意見をいただきましたけど、そういう形で進めさせていただいてよろしいでしょうか。

( 異議なし )

委員長              そうしましたら、こちらの郵送いただいた要請書については各議員に配布にとどめるということで確認をさせていただきます。

このことについては、初日に意見書を議員発議で提出したいと考えております。

暫時休憩いたします。

( 午前9時28分 休憩 )

( 午前9時30分 再開 )

委員長

再開いたします。

ただいま、事務局から追加日程を配布していただきましたが、追加日程1. 発議第5号 安倍元総理大臣の「国葬」の見直しを求める意見書を議員発議で初日に提出する予定としております。

本会議初日には、議会運営委員会を開催することなく、発議を行う予定ですので、よろしく願いいたします。それでよろしいですか。

( 異議なし )

委員長

以上で、(2) 要望書等の取扱いについてを終わります。

総務部長には、他の公務もありますので、ここで退席していただくこととします。お疲れ様でした。

暫時休憩します。

( 午前9時30分 休憩 )

( 午前9時32分 再開 )

委員長

再開します。

佐谷議会事務局長。

議会事務  
局長

先ほどの齋藤委員からのご質問にお答えできずに申し訳ございませんでした。事務局で調べましたところ平成22年3月24日に斑鳩町議会として、「核兵器の廃絶と恒久平和実現に関する意見書」を採択し、関係機関に送付したという記録が残っております。以上でございます。

委員長

ですので、ここに書いてあります核兵器禁止条約への署名・批准を政府に求めるのとは、ちょっとまた違うかなというふうに思いますので、まあ、これ斑鳩町議会も決議をあげていただくということで、すでに決議されている

ということになっていますが、こちらのほうはちょっと事実と異なっているのかなと、いうことかなと思います。齋藤委員、そういう形ですけれども。

齋藤委員　これ、全議会に配っているんでしたら、違うのなら違うと言わないとならないのかなという気もするんですけど、その辺はどんなものでしょうか。

委員長　佐谷議会事務局長。

議会事務局長　完全に一致した意見書のみを載せてはるかかどうか、それともご自分のところと団体に同じ趣旨だと思われている意見書ですね、インターネットのほうから検索して掲載されているかどうかというのは、それは相手さまのご団体の意思だと思いますので、そちらについてはこちらから訂正する必要はないかなと事務局では考えております。以上です。

委員長　伴議長。

議長　この平和行進、確か8月か、来られた時に、私出席しておりまして、そこで斑鳩町は核廃絶についての意見書は出されてないという発言が、ちょっと先方からあったんで、いえ、平和についての意見書は出しておりますと、たぶん僕の記憶では、僕の記憶だけでしてんけど、そういう発言をしましたんで、こういう形になってしまって、ちょっとそこで齟齬ができてしまっている、僕の思っている趣旨と受け取った趣旨が齟齬ができてしまったということだと思いますねん。悪気なく載せておられるというか、私がそういう発言したからなっているものだと思います。以上です。

委員長　次に、（3）今年度の検討事項について、改正個人情報保護法施行に伴う斑鳩町議会の個人情報保護の対応についてを議題とします。

本日資料1-1から1-3を配布しておりますので、事務局から資料の説明をお願いします。佐谷議会事務局長。

議会事務　それでは、資料1（仮称）斑鳩町議会の個人情報の保護に関する条例につ

局長

いてをご覧ください。

まず、(1) 全国町村議会議長会が作成した条例(例)の概要です。

町は、改正個人情報保護法に定める地方公共団体等に含まれるため、条例は「個人情報保護法施行条例」となり、条文も13条程度とたいへん短い条例です。参考のため、現時点で、国から示されている町への条例のひな型「〇〇市個人情報保護法施行条例」を資料1-3として添付しております。

一方、議会は、改正個人情報保護法に定める地方公共団体等から除外されており、独自に法に準拠した条例を定める必要があります。

このことについては、各議会がたいへんな作業になりますことから、全国町村議会議長会が、総務省や個人情報保護委員会と協議され、条例(例)を作成されたものです。令和4年7月29日に、全国町村議会議長会より一部修正の通知がありましたので、その内容を修正したうえ、議会運営委員会資料版として、本日、資料1-2として添付しております。

条例(例)の内容は、議会で定める必要がある項目に絞られており、個人情報の取り扱い、開示請求、訂正および利用停止などが規定されています。

また、議会の個人情報の対象は、議会事務局が保有する個人情報を想定し、各議員が取得する個人情報は想定しておりません。さらに、この条例(例)では、審査請求があったとき等の諮問先としては、執行機関の附属機関である個人情報保護審査会に諮問すると想定して作成されています。また、新個人情報保護法に準じて、罰則規定が設けられています。

次に、条例(例)における各議会で検討が必要な事項についてです。全国町村議会議長会が作成された条例(例)に沿って、条例を制定する場合においても、次の3つの項目においては、各議会で方向性を定める必要があります。資料1-1の最下段をご覧ください。四角囲みのところでございます、①開示請求に係る費用負担について、②審査請求があったとき等の諮問先について、③罰則規定を設けることについて、これらが、現在、各議会で方向性を定める必要があると考えられております。

それでは、ページをめくっていただきたいと思います。①開示請求に係る費用負担についてです。手数料の有無、実費負担の有無について、ご検討をお願いします。条例(例)では、手数料を1件あたり〇〇円徴収となっております。実費負担については記載されておきませんが、各議会で、町と整

合性をとりながら、定める必要があります。町の対応としては、現行の個人情報保護条例と同様に、手数料はなし、コピー代や郵送料といった実費のみを徴収される予定と聞いております。②審査請求があったとき等の諮問先についてです。この検討事項としては、ア) 議会に個人情報保護審査会を置く。イ) 執行機関の附属機関である個人情報審査会に諮問する。ウ) 行政不服審査会に諮問する、のいずれに諮問するか、ご検討をお願いします。

条例(例)では、②執行機関の附属機関である個人情報保護審査会に諮問する方向になっております。町においても、個人情報保護審査会を設置する方向と聞いております。

最後に、③罰則規定を設けることについてです。検討事項としては、ア) 罰則規定を設ける、イ) 罰則規定を設けない、について、ご検討をお願いします。法令順守の観点からは、ア) 罰則規定を設ける方向になってこようかと思いますが、罰則規定を設けた場合は、地方検察庁との協議が必要となってきます。全国議長会から、法務省への申し入れがされており、全国議長会作成の条例(例)に準拠して条例を作成する場合は、協議期間は2か月程度と聞いております。一方、町独自の条例を作成する場合は、協議期間が長期化する可能性があるかと、奈良地方検察庁より聞いております。

罰則規定を設ける場合で、かつ、全国町村議会議長会作成の条例(例)に準拠して条例を作成する場合のスケジュール案をお示ししておりますが、令和5年4月の法施行に間に合わせるためには、できれば11月の議会運営委員会で、条例案を固め、12月ごろには、奈良地方検察庁との協議を開始することが望ましいと考えております。

以上、(仮称)斑鳩町議会の個人情報の保護に関する条例についての説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

委員長

ただいま、局長から説明いただきましたが、この資料の内容も含めまして、質疑・ご意見があれば、お受けしたいと思います。

嶋田委員。

嶋田委員

この資料1-2、1-3、割とありますので、これもちょっと読まさせていただきますいなと思うんです。こんだけのあれなんで、今読む言うのも、し

んどいと思いますんで、次回までに読んで意見を述べさせてもらうという形にさせていただきたいと思います。

委員長 ただいま、嶋田委員から資料が結構量があるので、目を通してまた次回の委員会で議論していけばどうかということでご意見いただきましたが、特に質疑等なければそのような形で進めさせていただこうと思いますが、よろしいでしょうか。

( 異議なし )

委員長 それでは、①改正個人情報保護法施行に伴う斑鳩町議会の個人情報保護の対応については、9月の議会運営委員会で、本日の説明のあった3つの検討事項について、斑鳩町議会としての方向性を出すということで進めるということを確認して終わっておきたいと思いますがよろしいでしょうか。

( 異議なし )

委員長 それでは、次に、②動議の取り扱いについて、を議題とします。  
本日資料2を配布しておりますので、事務局から説明をお願いします。  
佐谷議会事務局長。

議会事務 それでは、資料・動議について（テーマの進めかた）をご覧ください。

局長 「動議」は、主として会議の進行や手続き、議案の修正案について、議員から議会、または委員から委員会に対して行われる提議のことです。通常の提案との違いは、議会の議決が必要であることです。動議はさまざまな角度から分類ができますが、資料では①案を備える必要がある動議と、②案を備える必要がない動議という分類で整理しております。①案を備える必要がある動議としては、修正案の動議、懲罰の動議、秘密会の動議などがあります。②案を備える必要がない動議としては、会議の開閉に関する動議、議題の議事に関する動議、選挙に関する動議などがあります。

次に、2. 斑鳩町議会会議規則での規定を確認させていただきます。第1

6条では動議成立に必要な賛成者の数、第17条では修正動議の手続き、第18条には秘密会の動議について、第19条では先決動議について、第20条では動議の撤回について定められています。第22条には日程の順序変更及び追加について動議が提出された場合の手続き、第25条には延会の動議が提出された場合の手続きについて、第59条には質疑、討論終結の動議が提出された場合の手続きについて、第110条では懲罰の動議の提出について定められています。このように、会議規則で定められているだけでも、8つの動議がございますので、ご確認いただきたいと思います。

次に、3. 検討のスケジュール（予定）をご覧ください。9月の議会運営委員会では、動議の流れについて事例により確認いただきたいと思います。

11月の委員会では、修正動議にスポットをあてて、確認していただければと思います。12月の委員会と2月の委員会では、3月4日の議会運営委員会で協議されました「修正動議を委員会に提出することについて」、さまざまな角度からご協議いただくこととしております。最後に3月の委員会で、1年間のとりまとめをしていただければと考えております。

以上、動議について（テーマの進めかた）の説明とさせていただきます。

委員長

ただいま、事務局長より説明がありましたが、元々こちらについては、どのような動議の種類があるのかということと、昨年度、予算の修正動議を出す際に、委員会に提出することについてどうなのかということで、このテーマについて発展してきましたので、単に勉強だけで終わるというのではなくて、年度の最終に委員会への動議の提出についてどういう認識を持つほうがいいのかということで、最終的にまとめをさせていただこうかなということと、事務局でこのようにスケジュールをつくっていただきましたので、このスケジュールに沿って進めていきたいなと思うんです。本日、資料を提出いただきましたが、これも含めて質疑・ご意見等があればお受けします。

嶋田委員。

嶋田委員

事務局で簡略にまとめていただいてありがとうございます。これも今見ただけではわからへんし、私は、議員必携等を参考にまた勉強していきたいと思いますので、これも次回から始めていきたいなと思います。

委員長 他の委員さんいかがでしょうか。  
伴議長。

議長 ここに最後のほうに、協議内容、特に委員会で否決、修正動議が出て否決になった場合の本会議の扱い、この辺りはちょっと結論出させていただいてというように思いますので、ちょっとお願いしたいなと思います。  
今後に関わってくることになりまして、お願いします。

委員長 1年間通して議論進めていく中で、最終的に議長がおっしゃったような形でどうするのかというのも、この議会運営委員会で確認をさせていただこうかなというふうに思います。  
ほかにございませんか。

( な し )

委員長 そうしたら嶋田委員からご提案いただきましたように、またいろいろこの資料も含めて見ていただいて、次回の委員会で議論していくということで確認して終わっておきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

( 異議なし )

委員長 それでは、②動議の取り扱いについては、検討のスケジュールの予定に沿ってすすめていくということを確認して終わっておきます。  
次に、③議案の事前審査についてを議題とします。  
本日資料3を配布しておりますので、事務局から説明をお願いします。  
佐谷議会事務局長。

議会事務局長 それでは、お手元の資料3「町議会における議案の事前審査について」をご覧ください。1. 議案審査の原則は、本会議での議案の上程、説明・質疑、委員会付託される場合は委員会付託、委員会での審査→委員長報告、そして

最終日での討論、表決であることを、まずご確認いただきたいと思います。

このことから、議案は、この四角の欄の下に書いているんですけども、議案は議案の上程から表決までの間に審議されるべきもの。そのため、上程されるまでの間に事前審査されるものではないというのが、事前審査を行わない考え方の基本となっております。ただし、議案の事前検討ができるよう説明資料などを事前配布することは望ましいとされています。

次に2. 事前審査を行わない議事運営、これは斑鳩町の議会のスケジュールにあてはめた場合でございますが、これを表によりあらわしています。表の横軸では、右端に議案審査のなかでも特に重要とされている質疑を「できる」「できない」などで示しております。表の縦軸では、ターニングポイントが2つあり、ひとつが議員懇談会です。

議員懇談会では、次期定例会に提出予定案件が資料として配布されるため、議員懇談会から、本会議での議案上程までの間、議員懇談会資料に含まれる案件については、審査をすることはできないとされております。

ただし、議員懇談会の時点で、執行部から示されていない案件については、執行部から議長への追加上程の打診があった時点からとお考えください。そのため資料では（または、執行部の上程予告）というものを入っております。

それでは、表を順を追って説明させていただきます。①議員懇談会（または、執行部の上程予告）より前の委員会、全員協議会などです。この時点では、新規事業等検討している内容を報告されるものであり、議案として固まっていない状況ですので、事前審査とはならず、質疑はできるとされております。次に、②議員懇談会、閉会中の委員会、全員協議会についてです。さきほども申しあげましたが、議員懇談会では、次期定例会に提出予定案件が資料として配布されるため、議員懇談会から、本会議での議案上程までの間、議員懇談会資料に含まれる案件について、審査をすることはできないとされております。このため、質疑はできないとされておりますが、確認のための質疑は可能とされております。なお、「確認のための質疑」の範囲に定説はなく、これについては各議会での判断との考え方が一般的です。次に、③本会議での議案上程後の総括質疑、④開会中の委員会、⑤本会議での委員長報告については、議案審査のための質疑となり質問することは可能です。

最後に、⑥本会議での討論を経て、表決され、議案審査が終わるという流

れでございます。

なお、欄外に※2として記載しておりますが、一般質問では、原則として、会期中に提出される議案についての質問は行わないとされております。

これらのことから、資料の3の一番下のところですが、町議会で確認が必要と思われる事項については、①閉会中の委員会などで行ってもよい「確認のための質疑」の範囲について、②予算上程時の一般質問について、こちらについては、会期中に提出されている議案についての質問は行わないとされておりますが、3月議会では、当初予算が提出され、広く捉えればすべて町政にかかることが質問できないと考えられるので、町議会での確認が必要と考えられます。また、③委員会での説明予定の事項の一般質問ですけれども、こちらについては、一般質問では、原則として、会期中に提出されている議案、特に委員会付託議案については質問は行わないこととされております。このことから、開会中の委員会で執行部が説明を予定している事項の一般質問についても、町議会での確認が必要ではないかと考えております。

以上、「町議会における議案の事前審査について」のご説明とさせていただきます。

委員長      ただいま、事務局のほうからポイントも整理していただいて、資料を作成していただいて、説明もいただきました。こちらにつきましても、資料の内容も含めて、本日、質疑・ご意見等があればお受けしたいと思います。

鳴田委員。

鳴田委員      この2の事前審査を行わない議事運営（斑鳩町議会のスケジュールにあてはめた場合）の四角の中の①ですね、これ町議会でやっていますか。

委員長      佐谷議会事務局長。

議会事務局長      例えば、去年の12月にあったと思うんですけど、呉竹荘の方向、都市建設部のほうが全員協議会か議員懇談会でしたが、説明されています。こういったものについては3月議会に上程は予測されるものの、まだ3月の上程時期からかなり遠い時点でのものがございますので、これはできます。あとよ

くあるのは、11月か12月頃の委員会で、来年度の新規事業についてという事で各課報告事項でペーパーもので配られて、来年度からこういう事業をしますということでお話をされます。この時につきましては、まだ予算も固まっていない時期であり、どのような予算が出るかというのも、まったくわかっていない状況のときですので、その時には、委員会の所管事務調査としてそのことについてのご意見なり、要望なりというものは議員さんから言っていただけるということで、議員懇談会、書き方が悪いかもしれないですけども、この議員懇談会というのはその議案が出される直前の議員懇談会とお考えください。ということでそれよりも前にある、3月の議会に出される案件でしたら2月の半ばに行われる議員懇談会よりも前に行われる委員会でありますとか、全員協議会でありますとか、議員懇談会、こういったときにおいては、議員さんはまだどのような議案が出るかというのも固まっていない状況ですので、質疑、もちろん意見も言えるということでお考えいただければと思います。以上です。

委員長

ほかにございませんか。こちらにつきましても、本日お配りして説明させていただきまして、これも、また次回以降の委員会で議論していければというふうに思ってますんで、特に質疑、ご意見等がなければ今日はこれで終わっておこうと思いますが、よろしいですか。

( 異議なし )

委員長

それでは、③議案の事前審査については、また次回以降の当委員会で議論をしていくということで確認して終わっておきます。

次に、④欠席議員のオンライン出席について、を議題とします。

このことについて、溝部副委員長から、資料をお預かりし、本日配布しておりますので、溝部副委員長から説明をお願いします。

溝部委員。

溝部委員

今日は勉強していくということで、地方議会における委員会のオンライン開催の状況という総務省のホームページの資料を提出させていただきました

た。最初のページの1に、総務省は、新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、令和2年4月に各団体の条例案、会議規則等について必要に応じて改正等の措置を講じ、新型コロナウイルス感染症のまん延防止措置の観点から委員会の開催場所への参集が困難と判断される実情がある場合に、いわゆるオンライン出席により、委員会を開催することは差し支えない旨を通知しています。斑鳩町の議会として今後どのような形をとっていくか、結論をすぐに出すということではなく、勉強していくと思っていますけれども、以前、斑鳩町でも町長や副町長、議員が委員会に出席できない状況があったので、国や地方の流れを勉強していくことで、今後オンライン委員会やITC化を町議会に検討する際には参考になるのではないかというふうに思っています。

最初のページの2番目で、委員会条例や会議規則の改正とオンライン委員会の開催状況としては、まだ令和4年1月1日時点では135団体ということで、全団体の7.6%、町村では4.9%ということです。奈良県下では、桜井市がこれを改正されていて、ちょっとお話を聞いたところ、広報委員会を試験的に開催されたと聞いています。裏面では、オンライン委員会を実際に開催した35団体の状況として、オンライン開催の要件の規定として、感染症のまん延のほかに、災害が発生した時とか、またその下に育児・介護を含めている、そういった規定を含めている団体もあるということです。

次のページは、地方議会におけるデジタル技術の活用の状況ということで、ネット中継やペーパーレスのデータがありますので、また見ていただけたらと思います。その次として、3枚目の資料も総務省のホームページから持ってきたものなんですけど、オンライン委員会の開催方法に係るQ&Aということで、例えば5ページですけども、以前にも問題があがっていたかと思うんですけども、議員本人の確認をどうするのか、などということについての見解が書かれてあります。また賛否の表明や表決については、7ページに記載されているんですけども、総務省の回答には全体的に各団体や委員長の適切な判断などという回答がすごく多く、各議会の申し合わせをつくっていらっしゃる各団体が多いようです。またそのオンライン委員会を実施されている市などで、その申し合わせのほうなども、今後紹介させていただけたらよいかと思っておりますので、またこの資料を私も含めてそれぞれに参考に見ていただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。

委員長 ただいま、溝部委員のほうから、資料の説明がございました。  
委員皆様のほうで質疑・ご意見等があればお受けしたいと思います。  
齋藤委員。

齋藤委員 イメージがわからないんですけども、例えばもしやるとしたら、自分の家の  
パソコンのズームかなんか使って、欠席委員はここに画面が出てきて、ズー  
ムと一緒に討議するというふうなイメージでしょうか。

溝部委員 おそらく、いろんな方法があるかなとは思いますが、齋藤委員がおっ  
しゃったような方法もあろうかと思えます。

齋藤委員 ほかの方法としては例えば、パソコン使ってないとか、そういう通信の手  
段がないとか、なった場合はそういう通信の手段を各自備えてやっていくと  
いうふうな形のイメージでしょうか。

溝部委員 それも含めてという形になると思うんです。そういった機器が持ってない  
ということもあると思いますので、それを議会で用意するのか、各自のスマ  
ホとかパソコンを使ってするのかということも、本当に各議会で違うようなの  
で、今は機器をどうするかというハード面のことについては何も検討してな  
いというか、機器があるという大前提のもとにこの資料を出していますの  
で、そこらへんはまた、もし斑鳩町でやるとなった場合には、予算のことも  
ありますので、検討しないといけないかなと思います。

齋藤委員 ほかのところはどのような形でやっておられるんでしょうか。

溝部委員 私がひとつお聞きしたのは、本当に自分のタブレットとかスマートフォン  
で、ご自宅なり事務所から全員がオンラインの状況でされているというのを  
お伺いしました。ひとつの例としてですけども。

委員長 実際にやっていこうというふうになったときに、よそはどんなふうにして

はるかというのは勉強していけるかなと思いますけど、まず前提として、オンラインをやるのを是とするのか否とするのか、そのところで去年議論があって、IT化ということで、その中で検討させていただきましたけども、今、オンライン、ネット中継とかそういうところまでいかに、ホームページの充実をしようということで意見がまとまっていまして、それについてソフト面のハードルをクリアできるのかどうか、ということで今年度委員から提案があって、勉強していこうということですので、そこにいく前段の話かなとは思っていますけども。質問していただくのは全然構いませんけども。

齋藤委員。

齋藤委員      ということは、ハード面は脇に置いておいて、ソフト面の本人確認とか、そういうふうなことを勉強していくということによろしいですね。

委員長          中心はそちらになろうかと思います。  
奥村委員。

奥村委員      溝部副委員長からお聞きした話ですと、県下では桜井市が広報委員会で第一歩という形だと思うんですけど、広報委員会での第一歩ということで、資料を見させていただいたら決を採るということに関してはまだまだハードルは高いものがあるのかなとは思いますが、まずは第一歩として斑鳩町としても勉強を始めていくということに関してはいいのかなとは思っています。

委員長          私もちらっと桜井市に、知り合いの議員がいましてお聞きしますと、先ほど溝部委員がおっしゃったように、広報委員会で1回やって、議会運営委員会でもできるようにしているという話は聞いたんです。実際には開催されていなかったので、だから議会運営委員会でいいますと、決を採る場面もあるかと思えますので、そういうところもできるようにしていくとおっしゃっていたのと、オンラインで委員会を開催することについて、反対意見とかなかったですかって聞いたら、なかったよとおっしゃっていましたんで、そのところはどういうふうに議論されているのかなというのは、参考にさせていただければなと思っていますんですけども。時期を見て機会があれば桜井市にも

可能であれば、視察に行かせていただければなと思ってはいるんですけども、ただ、今年度につきましてはコロナがまだ蔓延してますんで、ちょっと今年度は無理かなと思ってますし、また後ほど視察のことについてはその他のところで委員さんのご意見をお聞きしようと思っておりますけれども。ちょっと状況としては今は無理かなというふうに思っております。

ほかに、質疑・ご意見ございませんか。

( な し )

委員長 ないようでしたら、本日、溝部委員のほうから資料提出いただいて、それについてご説明をいただいたということで、また次回以降も、同様の形で進めていければいいかなと思ってますが、そういう形で進めさせていただいてよろしいでしょうか。

( 異議なし )

委員長 それでは、そのことを確認して、④欠席議員のオンライン出席については以上で終わっておきたいと思えます

1. 協議事項については、以上で終わります。

ここで10時20分まで休憩します。

( 午前10時06分 休憩 )

( 午前10時20分 再開 )

委員長 それでは、再開します。

次に、2. その他について、①新型コロナウイルス感染症にかかる公務の取り扱いについてを議題とします。

6月14日の当委員会で、議長から、斑鳩町議会で適用されている新型コロナウイルス感染症にかかる公務の取り扱いについて、再度、議会運営委員会で協議いただきたいということでお話をいただきました。このときには、同居の親族が濃厚接触者である場合に、誰が濃厚接触者であるかわかりにく

い記載であるといったご指摘をいただいております。また、町職員の取り扱いと同様に、同居の親族が濃厚接触者であっても、どなたにも症状がない場合は、検査結果を待つ必要がないのはいかがかといった声もあり、8月の議会運営委員会で改めて文書案を提出して、協議していくということになっておりました。

このことから、本日、改めて、文書案を作成しておりますので、事務局のほうから説明をお願いします。佐谷議会事務局長。

議会事務  
局長

お手元に配布しております「現」とかかれた令和4年2月21日付けの通知文と、2枚目の「案 町職員と同様の取り扱い」とかかれた通知文案を、あわせてご覧いただきたいと思います。

まず、現行の内容から変更しておりますのは、記の下の②です。現行の通知文は、②同居の親族等が新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者である場合。保健所等が同居の親族等に指示された自宅待機の期間は、公務の出席を見合わせてくださいといったように、同居の親族とまったく同じ対応でということになっております。こちらを2枚目の案は、②として同居の親族等(以下、「Aさん」という。)が「新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者である場合、Aさん、議員本人、Aさん以外の同居の親族等に発熱等の風邪症状がみられる場合は公務の出席を見合わせてください。(同居の親族のどなたにも症状がない場合は、AさんのPCR検査等の結果を待つ必要はありません。)」というふうに改正案を提示させていただいております。

前回の委員会では、1点目に同居の親族等が、濃厚接触者である方がどなたのことなのか、その他の同居の親族はどこに書いてあるのか、わかりにくいといったご指摘をいただいておりますので、このようにAさんといった表記にかえさせていただいております。Aさん以外の同居の親族等というふうに明らかに区分がわかるような形でさせていただいております。

また、前回の議会運営委員会以後、7月22日には、厚生労働省から感染者の濃厚接触者に求める自宅待機期間を原則7日間から5日間に短縮、さらに検査で陰性が確認されれば最短3日で解除されるというふうな緩和の方針も転換されております。また、現在、実際のところ、町立保育園等で、濃厚接触者とされた場合も、無症状の場合はPCR検査等を受けることなく、

5日間自宅待機ののち、症状がなければ登園再開となっております。このことから、実際にPCR検査がないといった状況もありますことから、PCR検査を待つ必要なく、どなたにも風邪症状がない場合については出てきていただいで大丈夫というような形で②を改正しているものでございます。

このような形で修正案を作成しておりますので、委員の皆様方にはご確認いただきまして、ご協議いただければと思います。よろしく申し上げます。

委員長 　ただいま事務局から説明のありました公務の取り扱いについての文書案について、委員皆さんの質疑・ご意見をお聞きいたします。

齋藤委員。

齋藤委員 　②の町の取り扱いの分で、二重線引いているところ、Aさん、議員本人、その次のAさん以外の同居の親族等とありますけども、これはAさんに含まれるんじゃないかと、どういう場合が言っているのでしょうか。

委員長 　佐谷議会事務局長。

議会事務局長 　これは、例えば、子どもさんがお二人おられて、奥様と4人家族だと想定させていただいた場合、下の子どもさんが保育園で濃厚接触者ということでその方が指定されたいたします。その方がAさんです。同居の親族等（「Aさん」と言う。）が新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者である場合です、この時にAさん、保育園に行っておられる下のお子さんのことです、そして議員さん本人、そしてAさん以外の同居の親族等となりますと、この場合は奥様と上のお子さんということになります、その方のどなたかに風邪症状がみられる場合は公務の出席を見合わせてくださいということです。なので同居の親族のどなたにも症状がない場合はAさんのPCR検査の結果を待つ必要はないということを明記しているものでございます。以上です。

委員長 　齋藤委員。

齋藤委員 　Aさん以外の同居の親族等は、このAさんに入るんじゃないですか。

委員長 暫時休憩いたします。

( 午前10時26分 休憩 )

( 午前10時27分 再開 )

委員長 再開いたします。  
ほかに質疑・ご意見ございませんか。

( な し )

委員長 そうしましたら、特にご異議等がなければ、この事務局のほうで作っていた新しい案のほうで今後、取り扱いを進めていくということで、確認させていただきたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

齋藤委員。

齋藤委員 これ、公務の出席を見合わせてくださいとなっておりますけども、あった場合の取り扱いについては、国が示す基準でもって出てきていいということでもよろしいでしょうか。

委員長 佐谷議会事務局長。

議会事務局長 どなたにも風邪症状がみられない場合はご出席いただけたらと思います。  
以上です。

齋藤委員 熱が出た場合、自分がもしくは家族が熱が出た場合、今度出れる基準というのが先ほど局長がおっしゃっておったように、国の基準でもって、出てくるという理解でよろしいでしょうか。

議会事務局長 もし、熱が出られた場合には、今の段階ではご自分または家族の方がコロナウイルスに感染しているのではないかと疑われて、抗原検査なりを受けら

れるような状況になっていくと思いますので、そうなった場合はですね、本人さんがその時に確認していただいて、陰性であれば出てきていただいていると思いますが、陽性であれば国の基準に従って約10日間の自宅待機、その方が、例えば奥様がなられたとしましたら、配偶者である同居親族の議員さん自体も家族の中なので、おのずとご本人自体が濃厚接触者になってきますので、先ほども申しあげましたように、国の指針に従って、何の症状もなくとも5日間は自宅待機になってくるかと思います。以上です。

委員長 そうしましたら、先ほど申しあげましたように、新しい方の文書内容で公務の取り扱いをしていくということで、確認させていただいてよろしいか。

( 異議なし )

委員長 そうしましたら、①新型コロナウイルス感染症にかかる公務の取り扱いについては、新たに作成しました文書で今後取り扱いをしていくということで確認をしておきますので、議長のほうにそれで報告をさせていただきます。  
伴議長。

議長 ご協議いただきましてありがとうございます。これにつきましては、いつもであれば全員協議会で、また委員長報告あつて皆さんでもう一度協議という形になるかとは思いますが、これについては速やかに文書配布させていただきたい、9月の出席ということも、今回の出席ということにもかかわってきますので、そういう扱いをさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

委員長 それでは、②その他について、各委員から質疑、ご意見等があれば、お受けいたします。

( な し )

委員長 そうしましたら、先ほど少し触れましたけども、視察のことで確認だけさ

せていただきたいと思いますが、それぞれ思いをお持ちの方いらっしゃるか  
と思いますけども、まだコロナウイルス感染が広がっていますので、今年度  
議会運営委員会としての視察を見送らせていただこうと思いますけれども、  
それでよろしいでしょうか。

( 異議なし )

委員長

それではそのように確認をしておきます。

そうしましたら、議長のほうから、なにかございませんか。

( な し )

委員長

事務局から、何かございませんか。

( な し )

委員長

それでは、他にご意見等もないようですので、その他についてもこれをも  
って終わります。

以上をもちまして、本日予定しておりました案件は全て終了しました。

なお、本日の委員長報告のまとめについては、正副委員長にご一任いただ  
きたいと思いますが、ご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長

異議なしと認めます。

それでは、これをもって本日の議会運営委員会を閉会します。

どうもお疲れ様でした。

( 午前10時32分 閉会 )